

平成21年度
特別委員会調査研究結果報告書

議会条例検討特別委員会

平成22年4月
豊田市議会

目 次

1	設置の経過	2
2	調査研究事項	2
3	委員会開催状況と内容	3
4	調査研究結果	6
	(1) 議決事件について	6
	(2) 政治倫理について	6
5	提 言	11
6	おわりに	25
	【 資 料 】	26

別冊 中間報告書（議決事件について）

平成22年4月20日

豊田市議会議長

八 木 哲 也 様

議会条例検討特別委員会

委員長 岩 月 幸 雄

議会条例検討特別委員会調査研究結果報告書

本委員会は、平成21年5月14日の本会議において設置されて以来、委員会の設置目的である、豊田市議会基本条例に規定する倫理条例について条例素案を策定し、合わせて、議会で議決すべき事件について基本構想、基本計画を含めることの是非について調査研究を行い、下記のとおり調査結果をまとめた。

その結果について報告する。

記

1 設置の経過

- (1) 平成20年度に設置された議会基本条例検討特別委員会において、豊田市議会基本条例の制定に向け活発な議論が交わされ、議決事件の拡大や議員の政治倫理についても各委員から様々な意見が出された。
- (2) 平成21年4月28日に議会基本条例検討特別委員会の調査研究結果報告書が議長に提出され、今後の検討事項として「地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大」、「議員の政治倫理」が申し送られた。
- (3) 平成21年5月14日の本会議において、上記の申し送り事項を調査研究する議会条例検討特別委員会が設置され、次の11名が委員に選出された。
岩月幸雄、梅村憲夫、大村義則、岡田耕一、加藤和男、小島政直、近藤光良、作元志津夫、桜井秀樹、清水俊雅、光岡保之
- (4) 同日開催の委員会において、委員長に岩月幸雄、副委員長に作元志津夫を選出した。

2 調査研究事項

本特別委員会の設置目的である「豊田市議会基本条例に規定する倫理条例について条例素案を策定する。合わせて、議会で議決すべき事件について基本構想、基本計画を含めることの是非について調査研究する」を踏まえた、豊田市議会にふさわしい政治倫理条例素案、及び議決事件を定める条例素案の作成について調査研究した。

◎参考：豊田市議会基本条例抜粋

第7章 議員の政治倫理

第19条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

3 委員会開催状況と内容

小委員会の設置

実効性を持たせた具体的な運用方法を速やかに整理するため、豊田市議会委員会条例第28条の規定に基づき、政治倫理と議決事件の小委員会を設置することとした。

議会条例検討特別委員会小委員会委員名簿

議会条例検討特別委員会			
議決事件検討小委員会		政治倫理検討小委員会	
委 員	岩 月 幸 雄 (委員長)	委 員	光 岡 保 之
〃	清 水 俊 雅	〃	岡 田 耕 一
〃	大 村 義 則	〃	梅 村 憲 夫
〃	近 藤 光 良	〃	作 元 志津夫 (副委員長)
〃	桜 井 秀 樹	〃	小 島 政 直
		〃	加 藤 和 男

※小委員会の長は、正副委員長が兼ねる。

運営方法

- ・通常、会議の運営方法は、特別委員会全体で情報、意見交換を行い、その後、小委員会を開催することとする。
- ・ただし、調査内容によっては、小委員会単独の開催も可とする。
- ・小委員会は、特別委員会の設置目的達成のために、広範にわたる2つのテーマについて、詳細な検討を行う重要な会議であり、特別委員会のもとに行われる法定会議と位置づける。
- ・小委員会でテーマを検討して報告案等の作成を行ない、決定は特別委員会で行う。
- ・会議録は、特別委員会、小委員会ともに要点筆記で作成し公開する。
- ・ただし、小委員会の会議録は、小委員会設置について議会運営委員会で承認後から公開するものとする。それ以前の小委員会については、任意の会議とし公開しない。なお、特別委員会会議の冒頭で、前回の小委員会の報告を行っているため、小委員会の活動は特別委員会の会議録に掲載される。

○議会条例検討特別委員会

	期 日	内 容
1	平成21年 5月14日 (木)	・正副委員長互選
2	6月11日 (木)	・調査研究項目、年間活動スケジュールの検討 ・行政視察の実施時期の検討
3	6月26日 (金)	・小委員会 (案) の検討 ・議会基本条例検討特別委員会での検討経緯
4	7月24日 (金)	・政令市、中核市、特例市 (計100市) の制定状況の把握
5	9月 3日 (木)	・総合計画及び連動する個別計画の把握 ・他市議員政治倫理条例の条文の比較検討
6	9月29日 (火)	・委員派遣の決定 ・行政視察の調査事項の確認
7	11月 2日 (月)	・行政視察に関する意見交換
8	11月24日 (火)	・中間報告について
9	12月21日 (月)	・議員政治倫理条例 (案) の検討 ・議員政治倫理条例の運用方法の検討 ・議決すべき事件に関する条例 (案) の検討
10	平成22年 1月12日 (火)	・条例 (案) の検討
11	2月 4日 (木)	・調査研究結果報告書 (案) の検討
12	2月26日 (金)	・今後のスケジュール ・中間報告書 (案)、経過報告書 (案) の検討
13	3月 4日 (木)	・中間報告書 (案)、経過報告書 (案) の確認
14	4月12日 (月)	・調査研究結果報告書 (案) の検討

○議会条例検討特別委員会 議決事件検討小委員会

	期 日	内 容
1	平成21年6月26日 (金)	・議決事件拡大の目的 ・議決することの影響
2	7月24日 (金)	・他市事例調査結果の把握 ・行政視察候補地の検討
3	9月 3日 (木)	・行政計画の把握 ・行政視察候補地の決定について
4	9月29日 (火)	・議決事件の検討 ・行政視察の調査事項の確認
	10月27日 (火) ～ 29日 (木)	行政視察 ・埼玉県草加市／議決事件、倫理条例について ・神奈川県横須賀市／議決事件について ・神奈川県川崎市／議決事件について ・埼玉県所沢市／議決事件、倫理条例について

5	1 1 月 1 7 日 (火)	・ 議決事件の検討
6	1 1 月 2 4 日 (火)	・ 議決事件の考え方の確認 ・ 議決計画の検討
7	1 2 月 1 5 日 (火)	・ 議決すべき事件に関する条例 (案) の検討 ・ 運用方法の検討
8	1 2 月 2 1 日 (月)	・ 議決すべき事件に関する条例 (案) の確認 ・ 施行規則 (案) の検討
9	平成 2 2 年 1 月 1 2 日 (火)	・ 執行部との意見交換
10	2 月 4 日 (木)	・ 議決すべき事件に関する条例 (案) の確認
11	2 月 2 6 日 (金)	・ 中間報告書 (案) の検討

○議会条例検討特別委員会 政治倫理検討小委員会

	期 日	内 容
1	平成 2 1 年 6 月 2 6 日 (金)	・ 他市の事例及び本市の関係例規の把握 ・ 今後の進め方の確認
2	7 月 2 4 日 (金)	・ 他市事例調査結果の把握 ・ 行政視察候補地の検討
3	9 月 3 日 (木)	・ 条例 (案) の骨子の検討
4	9 月 2 9 日 (火)	・ 条例 (案) の規定項目の検討
	1 0 月 2 7 日 (火) ～ 2 9 日 (木)	行政視察 ・ 長崎県長崎市／倫理条例について ・ 福岡県福岡市／議決事件、倫理条例について ・ 京都府京都市／倫理条例について
5	1 1 月 1 7 日 (火)	・ 条例 (案) の基本構成の検討
6	1 1 月 2 4 日 (火)	・ 条例 (案) の検討項目の確認
7	1 2 月 2 日 (水)	・ 条例 (案) の検討
8	1 2 月 1 4 日 (月)	・ 条例 (案) の確認 ・ 運用事例の把握
9	1 2 月 2 1 日 (月)	・ 豊田市議会議員政治倫理条例 (案) に関するパブリックコメントの確認 ・ 豊田市議会議員政治倫理条例施行規則 (案) の検討
10	平成 2 2 年 1 月 1 2 日 (火)	・ 豊田市議会議員政治倫理条例施行規則 (案) の検討
11	2 月 4 日 (木)	・ 市民意見聴取結果の分析 ・ 条例 (案) の確認
12	2 月 2 6 日 (金)	・ 条例 (案) の確認 ・ 市民意見に対する回答について ・ 経過報告書 (案) の検討
13	3 月 4 日 (木)	・ 市民意見に対する回答について

4 調査研究結果

条例（案）作成の主な流れ

条例（案）は、平成20年度議会基本条例検討特別委員会の運営方法や平成19年度議会課題検討特別委員会における議員提出議案提出に向けた取組に関する提言等を踏まえ、次の過程で作成した。

（１）議決事件について

議決事件については、別冊、中間報告書のとおり。

なお、政令市、中核市、特例市（計100市）の議会の制定状況について、調査した結果は別添資料のとおり。

（２）政治倫理について

① 情報収集・現状把握

政令市、中核市、特例市（計100市）の議会の制定状況を情報収集し、現状の把握を行った。

なお、他市議会の事例を効果的かつ効率的に現状把握し内容分析を行うために、主要な規定項目を議会ごとに比較することができる表形式の資料を作成した。

※別添資料参照

② 基本構成・骨子

先進事例である京都市会の議員政治倫理条例の条文をもとに、他市議会の条文も参考にしながら、本市議会の議員政治倫理条例に必要と考えられる項目の選定作業を以下のとおり行った。この作業を経て、条例の基本構成及び大まかな内容（骨子）の素案を作成した。

ア 基本構成

京都市会議員政治倫理条例を基準とする。ただし、別に定める運営規定等により、審査会の設置、対応等が機動的に図られるようなスタイルを目指す。

（ア）目的

（イ）議員の責務

（ウ）政治倫理基準の遵守

- ・ 不正な金品の授受
- ・ 市職員の職務執行を妨げる不正な働き掛け
- ・ 市等が行う請負等に関する不正な働き掛け
- ・ 市職員の人事異動等に関する不正な働き掛け
- ・ 批判を受けるおそれのある寄付を受けない

（エ）審査会の設置

（オ）報告の要求

（カ）委任

イ 市民の責務

位置づける方向で検討。議会（議員）と市民、それぞれの責務を位置づけることにより、よりよい相関関係を築いていくことに繋がる。

ウ 審査会のあり方

本市議会には、寄付行為等について申合せ、適正な運用を行う公選法運用委員会が設置されているが、趣旨が異なるため別に会議体を設置して審査することとする。なお、審査する案件が常にあるとは想定されにくいため、必要に応じ設置することとする。また、委員に学識経験者を入れ、法令や行政実例を踏まえた判断が行えることとする。

エ 委任規定

「議長」が別に定めるとする。

オ その他

- ・市民の調査請求権についても検討していく。
- ・資産公開については、倫理の本質的な部分ではないこと、本市議会では期待する効果が得られないことなどから規定しない。

③ 条文作成

基本構成及び骨子の内容を精査した上で、具体的な条文（素案）を作成した。

④ 事前確認・調整

法制執務の視点から、執行部（総務部庶務課法規担当）へ事前に確認・調整し、条例（案）と法令との適法性、整合性について、内容の精査を行った。

⑤ 素案の作成・公表

事前確認・調整の結果を踏まえて、条文を修正し素案を作成した。素案は、議会報（平成21年12月定例会号）の特集ページ、市議会ホームページ等を活用して、平成21年12月から平成22年1月に渡って市民に公表し意見聴取を行った。

（結果（意見の概要及び意見に対する考え方）については、市議会ホームページにて公表予定）

◎参考：意見聴取結果

○提出件数：5通、10件

（あいち簡易電子受付サービス2通、電子メール2通、FAX1通）

○主な意見

- ・議員及び市民の責務について
- ・政治倫理基準について
- ・審査の請求要件について
- ・審査会の委員について

⑥ 素案の修正

素案の公表により提出された意見を参考に、再度執行部へ最終確認を行い、内容を修正した。

⑦ 素案の完成

修正後の素案を本特別委員会にて最終確認し完成した。

行政視察による調査

■ 長崎県長崎市議会の取組

(1) 条例制定の経緯

- ・平成14年度の「競売入札妨害事件」の発生
※現職議長を含む5人の議員及び市職員の逮捕（有罪確定）
- ・政治倫理条例の実効性を高める必要性
※H14.11.20～ 政治倫理検討特別委員会の設置
H15. 1. 17 長崎市議会議員政治倫理条例の可決（長崎市議会議員の政治倫理に関する条例の全面改正）

(2) 特徴

- ・市民の責務を規定
- ・宣誓書の提出を規定
- ・資産報告（正副議長のみ）を規定
- ・調査の請求（市民50人以上または議員4人以上の連署）を規定
- ・議員及び議会の措置を規定
- ・議員が関与する企業の市に対する請負の辞退を規定

(3) 検討事項等

- ・宣誓書の未提出に対する罰則がなく、4名の議員が提出していない。
- ・関係する企業の請負の辞退は非常に厳しい規定となっている。

■ 福岡県福岡市議会の取組

(1) 条例制定の経緯

- ・最初に、国会議員資産公開法に準じた内容の「政治倫理の確立のための福岡市議会議員の資産等の公開に関する条例」が平成7年12月21日に公布、平成8年1月1日から施行された。
- ・その後、本市議会議員が政治資金規正法に違反する事件が起き、同事件に対する調査特別委員会の委員長報告で、事件の再発防止と市政と議会に対する信頼回復のために政治倫理条例の制定が要望された。
- ・平成9年11月12日に「政治倫理条例制定調査特別委員会」を設置し、平成10年10月1日に委員長報告が行われ、同日、「福岡市議会議員の政治倫理に関する条例案」が全会一致で可決された。
- ・同条例は平成10年10月5日に公布、平成11年5月2日に施行された。
なお、同条例の制定に伴い、先の資産公開条例は廃止されている。

(2) 特徴

- ・市民の責務を規定
- ・資産報告を規定
- ・調査の請求（市民50人以上の連署）を規定
- ・議員及び議会の措置を規定
- ・議員が関与する企業の市に対する請負の辞退を規定

(3) 検討事項等

- ・資産公開については、一部報告を求めている部分もある。

■ 京都府京都市会の取組

(1) 条例制定の経緯

- ・当時、議員の口利きに関する社会的な関心の高まりや、市職員の不祥事で市政に対する市民の信頼が大きく損なわれている状況を踏まえ、市会運営委員会理事会における審議を経て、議員自らがその襟を正し、口利きを一切行わないこと、政治倫理審査会を必要に応じて設置できること等の議員の政治倫理に関する基本的事項を定めた「京都市会議員政治倫理条例」案が平成19年2月20日の本会議において議員提出され、同日に可決、同年3月1日に公布、施行された。

(2) 特徴

- ・全6条のシンプルな条例
- ・審査会を議会において設置
- ・資産公開は別の条例で規定

(3) 検討事項等

- ・実効性確保のためのルール化が必要

聞き取りによる調査

■ 埼玉県草加市議会の取組

(1) 条例制定の経緯

- ・マンション建設における金銭授受で、市政倫理調査特別委員会が設置され、平成9年3月～平成9年12月までに33回開催した。
- ・政治倫理条例の必要性を感じ、平成10年6月18日に草加市議会議員政治倫理要綱を制定した。
- ・平成13年3月～12月に設置された倫理特別委員会において、政治倫理条例の調査研究を行い、平成13年12月26日に草加市議会議員政治倫理条例を制定した。

(2) 特徴

- ・調査の請求（議員4人以上の連署）を規定
- ・有利な取り計らいを禁止する対象に市が出資している外郭団体を明記

(3) 検討事項等

- ・運用規則がないため、実効性に乏しい。

■ 埼玉県所沢市議会の取組

(1) 条例制定の経緯

- ・平成15年に国政選挙に関わる金銭授受で市議10人が逮捕
- ・平成16年3月22日 政治倫理規定に関する特別委員会の設置
- ・平成16年6月25日 所沢市議会議員政治倫理規定の制定

(2) 特徴

- ・市民の責務を規定
- ・調査の請求（市民の有権者総数の100分の1以上または議員2人以上の連署）を規定
- ・審査会を議会において設置し、有識者を入れている

(3) 検討事項等

- ・地域の祭りや盆踊りなどのイベントに寸志を出すことがなくなったなど、制定による抑止効果は大きい。
- ・議員が逮捕、拘留等で長期に議会を欠席する場合に報酬を停止する条例も制定した。

5 提 言

本特別委員会の設置目的を踏まえて作成した条例（案）は以下のとおりとする。

【1】豊田市議会の議決すべき事件に関する条例（案）

条例案等については、別冊、中間報告書のとおり。

※平成22年3月定例会に議員提出議案として上程し、全会一致で可決。

（平成22年3月18日）

【2】豊田市議会議員政治倫理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、議会の議員の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上を図り、もって市民に信頼される議会づくりを進め、市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

◎本条例制定の目的を明らかにしたものです。

（議員及び市民の責務）

第2条 議員は、市民の信託を受けた全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

3 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、正当な理由なく、議員に対して、その地位による影響力を行使させるような働きかけを行ってはならない。

◎ 市民全体の奉仕者として、議員の行動原則及び説明責任について規定しています。また、市民の行動責任についても規定しています。

（政治倫理基準の遵守）

第3条 議員は、議会及び議員の品位及び名誉を重んじ、法令及び社会の規範のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（1）市民の疑惑や不信を招くおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。

（2）市の職員（以下「職員」という。）の公正な職務の執行を妨げるような働き掛けをしないこと。

（3）市又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人若しくは市の施設の指定管理者が行う許可又は請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働き掛けをしないこと。

- (4) 職員の人事（採用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為をしないこと。
- (5) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体等に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。

◎ 議員が守るべき政治倫理に基づき、具体的な基準を規定しています。

（審査の請求）

第4条 市民及び議員は、前条各号に掲げる政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める連署をもって、その代表者から、議長に対し、当該政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書類を添えて、審査を請求することができる。

- (1) 市民が審査を請求する場合 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する者（審査を請求する時において、豊田市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）の総数の100分の1以上の者の連署
- (2) 議員が審査を請求する場合 豊田市議会議員定数条例（平成14年条例第36号）に定める議員の定数の12分の1以上の者の連署

◎ 議員が第3条に掲げる倫理基準に違反した疑いがある場合、市民や議員は調査の請求をすることができます。

（審査会の設置）

第5条 議長は、前条の規定による審査の請求があったときは、豊田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者につき議長が委嘱し、又は指名する。
- (1) 学識経験者 2人
- (2) 議員 8人以内
- 4 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査の結果を報告したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

◎ 議長は、市民等から調査の請求があった場合に、調査や審査を専門的に行う審査会を設置します。審査会には、法令や行政実例等に詳しい学識経験者が委員に入ります。

(審査会の審査)

第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、第3条各号に掲げる政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。

2 前項の場合において、審査会は、審査の対象とされた議員に対する事情聴取その他の必要な調査を行うことができる。

◎ 審査会の審査内容について規定しています。

(審査結果の報告)

第7条 審査会は、前条第1項の規定による審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を報告しなければならない。

◎ 審査会は審査が終了したとき、議長に審査結果を報告します。

(審査結果の通知)

第8条 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、第4条の規定による審査の請求をした代表者及び審査の対象とされた議員に対し、速やかに審査の結果を通知するものとする。

◎ 議長は審査結果の報告を受け、速やかに請求代表者と審査対象議員に審査結果を通知します。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

◎ 本条例に関する必要な事項は、議長が決定することとしています。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

【3】豊田市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

第19条に第2項を加える。

第7章 議員の政治倫理

第19条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

《参考》豊田市議会議員政治倫理規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、豊田市議会議員政治倫理条例（平成22年条例第 号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審査請求の手續）

第2条 条例第4条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）は、審査請求書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第4条の規定により審査の請求をする市民の代表者は、審査請求署名簿（様式第2号）に同条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書類又はその写しを付して地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第5項の規定により選挙権を有する者（以下「選挙権を有する市民」という。）に対し、署名及び押印を求めなければならない。

3 前項の市民の代表者は、選挙権を有する市民に委任して、同項の審査請求署名簿に署名及び押印を求めることができる。

4 条例第4条の場合において、法第74条第6項に定める期間は、審査の請求並びにそのための署名及び押印を求めることができない。

（審査請求書等の審査及び受理）

第3条 議長は、条例第4条に規定する代表者（以下「審査請求代表者」という。）から審査請求書の提出があったときは、当該審査請求書及び添付された書類を審査するとともに、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求署名簿に署名をした者が選挙人名簿に登録されていることの確認を求めるものとする。

2 議長は、前項の規定による審査及び確認の結果、審査請求の要件を満たしていると認めたときは、審査請求書を受理し、審査依頼書（様式第3号）により速やかに条例第5条に規定する豊田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に審査を付託するものとする。

（審査請求書等の補正）

第4条 議長は、前条第1項の規定による審査及び確認の結果、審査請求書等に形式上の不備があると認めるときは、審査請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

（審査請求の却下）

第5条 議長は、審査請求代表者が前条の規定による補正の求めに応じなかったときは、審査請求を却下するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査請求を却下したときは、審査請求代表者に対し、審査請求却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（審査会の委員長等）

第6条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審査会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会の調査事項)

第8条 条例第6条第2項に規定する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 条例第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書類に関する書面審査

(2) 審査の対象とされた議員（以下「審査対象議員」という。）に対する政治倫理基準に違反する疑いに係る事情聴取

(3) 審査請求代表者その他の関係人に対する審査に係る必要な資料の請求及び事情聴取

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(委員の除斥)

第9条 審査会の委員の除斥については、法第117条の規定を準用する。

(審査会の傍聴)

第10条 審査会の会議は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 前2項に定めるもののほか、審査会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(審査結果の報告)

第11条 条例第7条の規定による審査の結果の報告は、審査結果報告書（様式第5号）によるものとする。

(審査結果の通知)

第12条 条例第8条の規定による審査の結果の通知は、審査結果通知書（様式第6号）によるものとする。

(弁明書の提出)

第13条 審査対象議員は、審査の結果について、議長に対し弁明書（様式第7号）を提出することができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

豊田市議会議長 様

審査請求代表者 住所
氏名
電話



審査請求書

豊田市議会議員政治倫理条例第 4 条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

記

1 審査対象議員名

2 政治倫理基準に違反する疑いの内容

（ 該当条項 ： 豊田市議会議員政治倫理条例第 3 条第 号 ）

3 政治倫理基準に違反する疑いの根拠

4 添付書類

様式第2号（第2条関係）

審查請求署名簿

[illegible]

備考

- 1 署名簿は、住所等を記載し、自筆による署名及び押印をしたものでなければならない。
- 2 身体障害等により署名簿への署名を他人に委任する場合は、代筆者は条例第4条第1号に規定する選挙権を有する者でなければならない。この場合において、委任を受けた者は、当該委任した者の氏名の下に代筆者と記載し、代筆者として自らの氏名を自署し、住所等を記載しなければならない。
- 3 地方自治法第74条第6項に定める期間は、審査の請求のための署名及び押印を求めることができない。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

豊田市議会議員政治倫理審査会
委員長 様

豊田市議会議長



審査付託書

豊田市議会議員政治倫理規則第3条第2項の規定に基づき、次のとおり審査を付託します。

記

1 審査対象議員名

2 審査の付託内容

3 添付書類

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

豊田市議会議長



審査請求却下通知書

年 月 日付けで審査の請求がありましたが、豊田市議会議員政治倫理規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により却下します。

記

却下理由

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

豊田市議会議長 様

豊田市議会議員政治倫理審査会
委員長



審査結果報告書

年 月 日付けで審査の付託を受けた件について、豊田市議会議員政治倫理条例第 7 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 審査対象議員名

2 審査の結果

様式第 6 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

様

豊田市議会議長



審査結果通知書

年 月 日付けで審査の請求があった件について、豊田市議会議員政治倫理審査会において審査をした結果は次のとおりでしたので、豊田市議会議員政治倫理条例第 8 条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

1 審査対象議員名

2 審査の結果

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

豊田市議会議長 様

豊田市議会議員



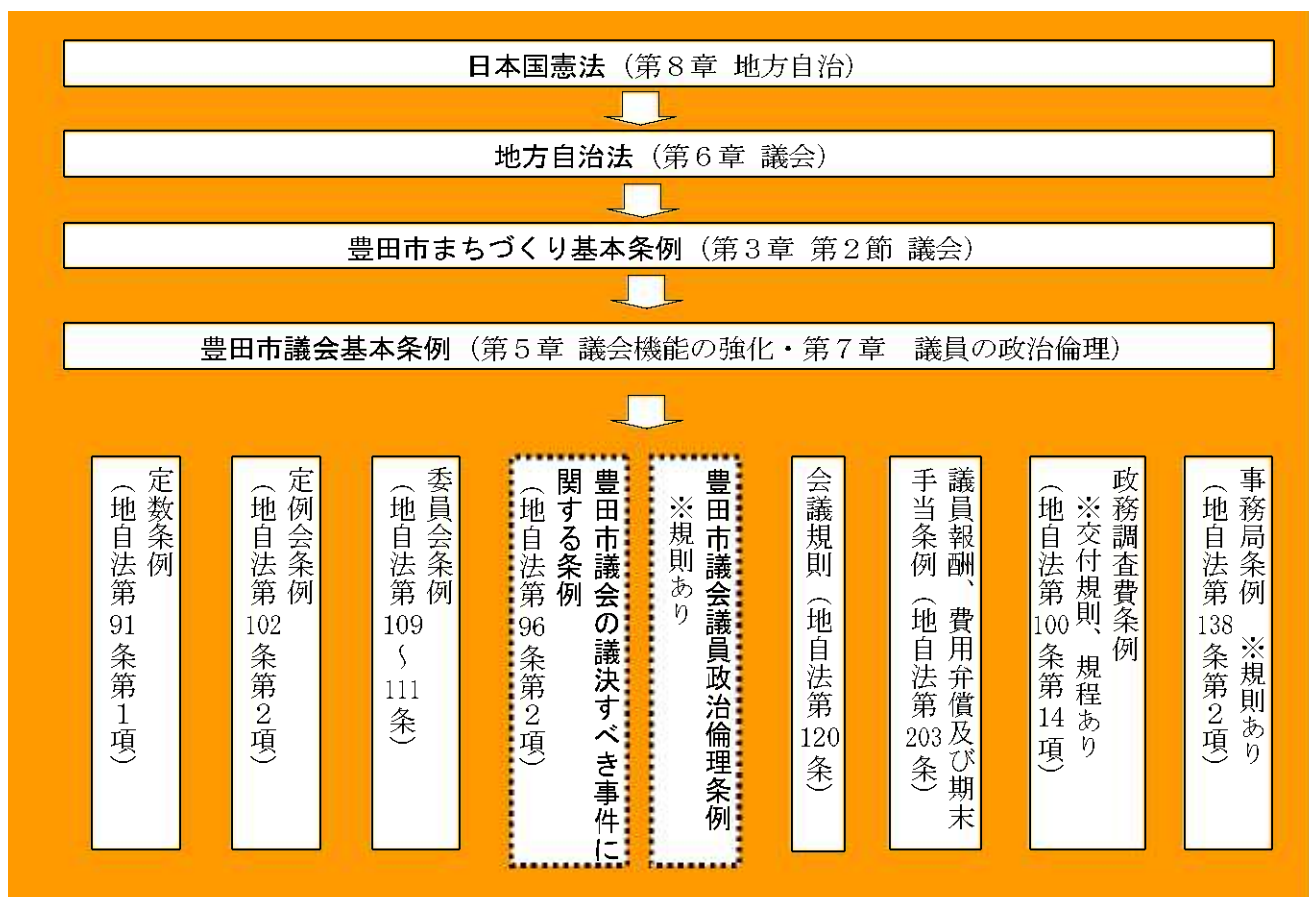
弁 明 書

豊田市議会議員政治倫理規則第13条の規定に基づき、審査の結果について次のとおり弁明します。

記

弁明の事由

◎参考：議会関係例規の体系図



【2】今後の課題事項

今回の条例制定を含め、議会の権能向上の視点から、「二代表制」をより明確化し、一層推進していくことが必要である。また、具体的な運用を図っていく中で、項目等を見直し、より実効性を高めていくことが重要と考える。

関係法令の整備状況や他の議会の動向を注視しながら、引き続き検討していかなければならない事項は以下のとおりである。

◆地方自治法改正への対応

- ・現在、国において地方自治法の改正が議論されており、地方自治法第2条第4項に規定する基本構想の策定において、議会の議決が不要となった場合は議決の対象として検討する必要がある。

◆市民の誓い、姉妹都市提携、都市間協定等の議決事件としての検討

- ・行政計画以外にも市政の重要な取り組みについては、地方自治体の意思決定をする議会として議決の対象とするか否か検討する必要がある。

◆閉会中の常任委員会開催

- ・短期間で作成される行政計画にも時期を逸せず的確に対応できるよう、閉会中の常任委員会開催も視野に入れた迅速な対応が必要と思われる。

◆豊田市議会基本条例との関係整理

- ・豊田市議会基本条例の中には、議決事件に関する内容が具体的に記述されておらず、豊田市議会の議決すべき事件に関する条例と豊田市議会基本条例との関係を整理する必要がある。

6 おわりに

議会の活性化に関する議論は、昨年、一昨年の特別委員会の検討状況からも時間の掛かる取り組みと受け止められる。本特別委員会は、5月の設置時に2つの課題を与えられたため、調査検討を同時進行させる2つの小委員会を設置して、十分な議論ができる環境を整えながら進めることができたと評価している。

委員会では、政令市、中核市、特例市（合計100市）の状況を調べ、2つの小委員会が東と西に分かれて7市を視察し、素案をまとめてきた。

議決事件に関しては、行政計画を議決の対象にした条例を制定している市が未だ多くないこと、議決の範囲を主要内容に限定するような取組は見つけられなかったこと、条例が制定されていても実際に議決した事例は、草加市基本計画など限られていることなどから、今後、具体的な運用に入る段階という時代を感じる課題と受け止められた。

倫理条例については、制定に至る事情に2つの型があった。不祥事が起きたため、その対応として条例が制定された事例があった一方で、今回参考にさせていただいた京都市会のように、不祥事は起きていないが市民により信頼される市議会になるために理念条例として制定している事例があった。豊田市議会では今後とも不祥事が起きないことを目的とする理念条例として制定しようとするものであるが、実効性を確保し強い抑止力を持たせるために、規則を同時に定めていくこととした。

また、執行部との十分な意見交換と実務に関する調整を経て、提案した条例が制定されることが今後の円滑な運用に必要なことと考える。調査研究した過程で、行政計画以外にも自治体の意思決定機関として議会が議決の対象として検討すべき事案が存在したが、今後の取り組みに委ねたい。

議会の活性化、権能の向上への取り組みは、今後も休むことなく続けていただくことを期待する。

【 資 料 】

(平成21年7月調査)

議会の議決事件を定める条例の制定状況

No.	区分	市名	問1 議決事件を定める条例	問2 制定年月日	問3 基本計画を議決事件の	問4 基本計画以外	問5 行政計画以外	問6 議決した行政計画等	問7 議決事件としたメリット、良い点	問8 議決事件としたデメリット、悪い点
1	政令市	札幌市	1 制定している	昭和32年3月12日	2 対象としていない	特になし	特になし	なし	特になし	特になし
2	政令市	仙台市	1 制定している	平成16年3月19日	1 対象としている	仙台市環境基本計画	姉妹・友好都市の提携	なし		
3	政令市	さいたま市	2 制定していない							
4	政令市	千葉市	2 制定していない							
5	政令市	横浜市	1 制定している	昭和27年9月15日	2 対象としていない	長期にわたる重要事業の計画決定に関すること。	地方公務員法第8条第5項の規定による人事委員会の喚問する証人の費用弁償に関すること。	城山ダム等共同施設建設計画の一部変更(S54. 3. 13) 横浜市水道第8回拡張工事計画の一部変更(S54. 3. 13) 上記以降は、なし	なし	なし
6	政令市	川崎市	1 制定している	川崎市議会基本条例 平成21年6月17日議決 (※平成21年7月1日施行)	1 対象としている	市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。)のうち特に重要なものの策定又は変更	姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの	-	議会の監視機能の強化	-
7	政令市	新潟市	1 制定している	平成18年12月18日	1 対象としている	都市計画法第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止	姉妹都市又は友好都市の提携又は解消	・姉妹都市の提携について(平成20年9月30日) ・都市計画法第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針(都市計画基本方針)(平成20年7月1日)	議会としての役割を果たし、執行機関との対等性を確保できる	
8	政令市	静岡市	2 制定していない							
9	政令市	浜松市	1 制定している	平成20年6月12日	1 対象としている	なし	なし	なし	現在のところ議決事例がないので、特に記載できることはありません。	現在のところ議決事例がないので、特に記載できることはありません。
10	政令市	名古屋市	1 制定している	昭和26年9月10日	2 対象としていない	なし	名古屋港管理組合の設立に伴い、愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産に関する協定	名古屋港管理組合の設立に伴う協定(S26. 9. 10)		
11	政令市	京都市	1 制定している	平成17年3月25日	1 対象としている	なし	姉妹都市盟約の締結	条例制定以後は、なし。	議会の権能を強化することとな	特になし。
12	政令市	大阪市	2 制定していない							
13	政令市	堺市	2 制定していない							
14	政令市	神戸市	2 制定していない							
15	政令市	岡山市	1 制定している	昭和27年11月29日	2 対象としていない	なし	なし ※市章(明治33年2月20日議決)	—	特になし	特になし
16	政令市	広島市	1 制定している	平成16年3月30日	1 対象としている	なし	なし	なし ※現行の基本計画は条例制定前の平成11年策定であり、次期計画は、本年度策定予定	【執行部】 なし 【議員】 市民の意見が議会を通じて反映できるようになった。 【事務局】 なし	【執行部】執行部が策定した計画に対する議決の効力の及ぶ範囲が現在のところ不明確である。したがって、計画策定後に、社会経済情勢等が変化し、これに対応するため、計画を変更する必要がある場合、どの範囲で変更の議決を経る必要があるのか不明確である。また、計画の変更の都度、議決を要するのであれば、柔軟かつ迅速な施策の実施に支障を来す恐れがある。 【議員】なし 【事務局】なし

議会の議決事件を定める条例の制定状況

No.	区分	市名	問1 議決事件を定める条例	問2 制定年月日	問3 基本計画を議決事件の	問4 基本計画以外	問5 行政計画以外	問6 議決した行政計画等	問7 議決事件としたメリット、良い点	問8 議決事件としたデメリット、悪い点
17	政令市	北九州市	1 制定している	北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月31日）（直近の改正⇒平成5年10月7日） 北九州市議会の議決に付すべき公の施設の独占的な利用及び廃止に関する条例（昭和39年3月31日）（直近の改正⇒昭和61年10月6日） 北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成20年9月8日）	1 対象としている	なし	なし	北九州市基本構想の改定について（平成20年12月8日） 北九州市基本計画の変更について（平成20年12月8日）	執行部 ・議会を通して市民に周知できる。 議員 ・議会の意見を反映させるとともに監視機能を強化することができる。 事務局 ・特になし	執行部 ・議会への対応や資料等の作成のため、多大な労力、時間、費用を要する。 議員 ・審議時間の拡大。 事務局 ・事務作業量の増大。
18	政令市	福岡市	1 制定している	①地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例…昭和32年8月28日公布 ②福岡州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例…平成18年6月21日制定	1 対象としている	なし（②において、実施計画及び各行政分野における基本計画の策定等については、議会や所管の常任委員会への報告対象としている。）	①では、 i 地方自治法221条3項の法人に対する出資に関すること等 ii 公有水面の埋立てをする権利を譲り渡し又は譲り受けること。 ②にはなし。	なし	市行政に係る重要な計画の策定等について、二代表制の一翼を担う議会として積極的に関わることは、市民に開かれた計画的で透明性の高い市政を進めていく観点から大変意義のあることだと考える。	特になし
19	中核市	函館市	2 制定していない							
20	中核市	旭川市	1 制定している	昭和35年7月11日	2 対象としていない	—	（株）旭川振興公社（市の第三セクター）の株主総会における議決権の行使	—	現状で議決事件の拡大は検討していない	現状で議決事件の拡大は検討していない
21	中核市	青森市	2 制定していない							
22	中核市	盛岡市	2 制定していない							
23	中核市	秋田市	2 制定していない							
24	中核市	郡山市	2 制定していない							
25	中核市	いわき市	2 制定していない							
26	中核市	宇都宮市	1 制定している	昭和27年6月23日	2 対象としていない		市職員等の賞じゅつ金の授与、水道法第5条の2第2項の規定に基づく協議に対する同意及び第6条第2項の規定による同意、市民憲章、姉妹都市、市民の日、平和都市宣言			
27	中核市	前橋市	1 制定している	「前橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年3月30日）「前橋市議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的利用等に関する条例」（昭和39年3月30日）	2 対象としていない	なし	平和都市宣言、水と緑の健康都市宣言	環境都市宣言（H16.7.29）	執行部：議会のチェックを経ることで、より適正に事業が審査される。 議員：事業が決定・実行される前に審査できる。	執行部：事業を行う際に、議会のチェックを経ることで、タイミングを逃してしまう可能性もある。 議員：審査する数が多いと、それを適正に審査することが難しいのではないかな。
28	中核市	川越市	2 制定していない							
29	中核市	船橋市	1 制定している	平成18年12月21日制定	1 対象としている	なし	なし	なし	議決事件とすることにより、議員として事前に関与できる	なし
30	中核市	柏市	2 制定していない							
31	中核市	横須賀市	1 制定している	昭和24年9月12日	1 対象としている	別添資料参照	別添資料参照	なし	議員は市の事業に議会の意見をより反映できる機会ができた。 執行部はより多くの意見を事業に反映できるようになった。	決定に時間を要する。
32	中核市	相模原市	2 制定していない							
33	中核市	富山市	2 制定していない							
34	中核市	金沢市	2 制定していない							
35	中核市	長野市	2 制定していない							
36	中核市	岐阜市	2 制定していない							

議会の議決事件を定める条例の制定状況

No.	区分	市名	問1 議決事件を定める条例	問2 制定年月日	問3 基本計画を議決事件の	問4 基本計画以外	問5 行政計画以外	問6 議決した行政計画等	問7 議決事件としたメリット、良い点	問8 議決事件としたデメリット、悪い点
37	中核市	豊橋市	1 制定している	平成10年12月18日	2 対象としていない	無	姉妹都市の提携に関する事	第4次豊橋市基本構想 (H12.12.25)	執行部…幅広い意見を計画等 に取り入れることができる。 議 員…市民の意見を計画等 に反映させることができる。	執行部…計画等の内容変更を 余儀なくされる場合がある。
38	中核市	豊田市	2 制定していない							
39	中核市	岡崎市	1 制定している	制定:昭和39年4月1日 岡崎市議会の議決に付す べき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例	2 対象としていない	なし	なし	なし		
40	中核市	大津市	1 制定している	平成21年5月15日	1 対象としている	なし	姉妹都市又は友好都市の提 携又は解消	なし	(議員の提案理由) 地方分権の進展に伴い、これま で以上に市政に対するチェック 機能を果たす必要があるため	
41	中核市	高槻市	2 制定していない							
42	中核市	東大阪市	2 制定していない							
43	中核市	姫路市	2 制定していない							
44	中核市	尼崎市	2 制定していない							
45	中核市	西宮市	1 制定している	昭和24年9月29日	2 対象としていない		・法令によりその定数を条例 で規定するもの以外の職員 の定数に関する件 ・名誉市民(名誉市民条例:昭 和34年4月1日)			
46	中核市	奈良市	2 制定していない							
47	中核市	和歌山市	1 制定している	昭和41年10月12日 議決 (直近の改正⇒平成9 年3月27日)	1 対象としている	—	ただし、地方自治法第96条(昭和22 年法律第67号)第96条第2項の規定 に基づき、議会の議決するべき事件 として、 (1)名誉市民に関する事。 (2)市民憲章に関する事。 (3)心身障害児福祉年金に関するこ と。 (4)児童手当に関する事。 (5)老人医療費の助成に関する事。 (6)乳幼児医療費の助成に関するこ と。 (7)姉妹都市等としての提携に関す ること。 (8)重度心身障害児者医療費の助成 に関する事。 (9)母子家庭医療費の助成に関する こと。	和歌山市基本構想を定 めるについて(H20. 3. 24)		
48	中核市	倉敷市	2 制定していない							
49	中核市	福山市	2 制定していない							
50	中核市	下関市	1 制定している	平成21年3月2日(地 方自治法第96条第2項 の規定による議会の議 決すべき事件を定める 条例) 平成17年6月29日(下	2 対象としていない	なし	定住自立圏形成方針の策 定、変更又は廃止 名誉市民の選定	なし	特になし	特になし
51	中核市	高松市	2 制定していない							
52	中核市	松山市	2 制定していない							
53	中核市	高知市	2 制定していない							
54	中核市	久留米市	2 制定していない							
55	中核市	長崎市	1 制定している	平成6年12月22日議決	2 対象としていない	なし	①市民憲章の制定、改廃 ②姉妹都市の提携		議会の監視機能が強化される。	一部議員から、総合計画を議決 事件として追加した場合、議会 が認めたことに対しその後の状 況変化があった際に、方針の変 更が行いにくいとの指摘がなさ れている。

議会の議決事件を定める条例の制定状況

No.	区分	市名	問1 議決事件を定める条例	問2 制定年月日	問3 基本計画を議決事件の	問4 基本計画以外	問5 行政計画以外	問6 議決した行政計画等	問7 議決事件としたメリット、良い点	問8 議決事件としたデメリット、悪い点
56	中核市	熊本市	1 制定している	平成19年6月29日	1 対象としている	なし	なし	熊本市基本計画(H2 1. 3. 25)	議会と執行部とが緊密な連携及 び協議を行うことで、相互理解 が深まり円滑な市政運営が期 待できる。	特になし
57	中核市	大分市	1 制定している	平成17年12月16日制定	1 対象としている	なし	なし	大分市基本計画の策定 について (平成19年7月13日議 決)	市民の代表である議員の意思を 基本計画に盛り込むことで、より市 民の声が市政に反映されることが 期待できる。 また、基本計画を議決すること で、市長と議会が双方で計画に責 任を持つことになり、市民は、市長 と議会の双方に市の政策や施策の 説明を求められる。	特になし
58	中核市	宮崎市	2 制定していない							
59	中核市	鹿児島市	2 制定していない							
60	特例市	八戸市	1 制定している	平成21年3月27日	2 対象としていない	なし	定住自立圏形成協定の締結 (変更、廃止を含む)	なし		
61	特例市	山形市	2 制定していない							
62	特例市	水戸市	2 制定していない							
63	特例市	つくば市	2 制定していない							
64	特例市	高崎市	1 制定している	昭和24年7月30日	2 対象としていない	特になし	(1) 議会の事務局職員の定数 に関する事。 (2) 選挙管理委員会の事務局 職員中書記を除く他の職員の定 数に関する事。 (3) 農業委員会の事務局職員 の定数に関する事。 (4) 公平委員会の事務局職員 の定数に関する事。 (5) 固定資産評価補助員の定 数に関する事。	—	—	—
65	特例市	伊勢崎市	1 制定している	平成18年12月6日	2 対象としていない	なし	市民憲章、都市宣言、市の木 及び市の花	なし		
66	特例市	太田市	2 制定していない							
67	特例市	熊谷市	2 制定していない							
68	特例市	川口市	2 制定していない							
69	特例市	所沢市	1 制定している	平成21年3月3日	1 対象としている	都市計画法	なし	なし	計画段階から議会が関わること により、事前に十分な議論が図 られ、議会の権能も高まる。	なし
70	特例市	越谷市	2 制定していない							
71	特例市	草加市	2 制定していない		1 対象としている (根拠条例:草加市み んなでまちづくり自治 基本条例)		都市宣言等	第三次草加市総合振興 計画中期基本計画(H 18. 1.30) 草加市暴力排除都市宣 言(H19. 12.19)		
72	特例市	春日部市	2 制定していない							
73	特例市	平塚市	2 制定していない							
74	特例市	小田原市	2 制定していない							
75	特例市	茅ヶ崎市	1 制定している	昭和40年12月24日(な お、問1については、地方 自治法第96条第2項に 基づく条例であることを明 確にして議決事件を列記 したものではなく、茅ヶ崎 市名誉市民条例におい て、名誉市民の決定は議 決によることと規定してい るもの)	2 対象としていない		名誉市民の決定			
76	特例市	厚木市	2 制定していない							
77	特例市	大和市	2 制定していない							

議会の議決事件を定める条例の制定状況

No.	区分	市名	問1 議決事件を定める条例	問2 制定年月日	問3 基本計画を議決事件の	問4 基本計画以外	問5 行政計画以外	問6 議決した行政計画等	問7 議決事件としたメリット、良い点	問8 議決事件としたデメリット、悪い点
78	特例市	長岡市	1 制定している	昭和36年10月20日	2 対象としていない	なし	「長岡市名誉市民条例」中、 名誉市民を決定する際、議決 を必要とする。	なし	特になし	特になし
79	特例市	上越市	2 制定していない							
80	特例市	福井市	2 制定していない							
81	特例市	甲府市	1 制定している	昭和36年10月9日	2 対象としていない	無し	(1)市政功労表彰の決定に関 すること。 (2)市民憲章の制定に関する こと。	行政計画等無し。	特に無し。	特に無し。
82	特例市	松本市	2 制定していない							
83	特例市	沼津市	1 制定している	昭和39年4月1日制定	2 対象としていない					
84	特例市	富士市	2 制定していない							
85	特例市	一宮市	2 制定していない							
86	特例市	春日井市	2 制定していない							
87	特例市	四日市市	1 制定している	平成13年3月28日	2 対象としていない	災害対策基本法第42条 第1項に規定する地域防 災計画 水防法第32条に規定する 水防計画 老人福祉法第20条の8第 1項に規定する老人福祉 計画 介護保険法第117条第1 項に規定する介護保険事 業計画 都市計画法第18条の2第 1項に規定する都市計画 に関する基本的な方針の うち、全体構想	なし	第3次四日市市介護保 険事業計画(H18. 3. 23) 都市計画に関する基本 的な方針(都市計画マ スタープラン全体構想) の変更について(H20. 3. 25) 第4次四日市市介護保 険事業計画(H21. 3. 24)	議員:議会の監視機能の強化	特になし
88	特例市	岸和田市	2 制定していない							
89	特例市	豊中市	2 制定していない							
90	特例市	吹田市	2 制定していない		2 対象としていない		都市宣言、友好都市提携			
91	特例市	枚方市	2 制定していない							
92	特例市	茨木市	2 制定していない							
93	特例市	八尾市	2 制定していない							
94	特例市	寝屋川市	2 制定していない							
95	特例市	明石市	2 制定していない							
96	特例市	加古川市	1 制定している	昭和26年3月29日	2 対象としていない		職員の定数			
97	特例市	宝塚市	2 制定していない							
98	特例市	鳥取市	2 制定していない							
99	特例市	呉市	1 制定している	昭和26年12月19日	2 対象としていない	なし	公平委員会が職権で喚問し た証人の宿泊料、旅費及び 日当の額を定めること。	—	議員:各種事業等について細か くチェックできる。	執行部:否決される可能性があ る。 議員:審議件数が増えるた め、細かい審議ができなくなる 可能性がある。
100	特例市	佐世保市	2 制定していない							

政治倫理条例の制定状況

No.	区分	市名	問1 政治倫理条例を	問2 制定年月日	問3-1 目的	問3-2 議員の責 務	問3-3 倫理基準 (品位と名 誉損なう 行為)	問3-4 倫理基準 (金品授 受)	問3-5 倫理基準 (寄付)	問3-6 倫理基準 (契約)	問3-7 倫理基準 (公正な職 務の妨げ)	問3-8 倫理基準 (人事異 動)	問3-9 倫理基準 (その他)	問3-10 関連企業 等の契約 辞退	問3-11 調査請求 (議員)	問3-12 調査請求 (市民)	問3-13 調査請求 (その他)	問3-14 調査・審査 機関(審査 会)	問3-15 調査・審査 機関(特別 委員会)	問3-16 調査・審査 機関(その 他)
1	政令市	札幌市	2 制定していない																	
2	政令市	仙台市	1 制定している	平成6年3月25日	○第1条															
3	政令市	さいたま市	2 制定していない																	
4	政令市	千葉市	2 制定していない																	
5	政令市	横浜市	2 制定していない																	
6	政令市	川崎市	1 制定している	平成5年7月1日	○第1条															
7	政令市	新潟市	1 制定している	平成18年12月18日																
8	政令市	静岡市	2 制定していない																	
9	政令市	浜松市	1 制定している	平成19年3月16日																
10	政令市	名古屋市	1 制定している	平成7年10月16日 (直近の改正平成19 年7月18日)	○第1条															
11	政令市	京都市	1 制定している	平成19年3月1日	○第1条	○第2条	○第3条	○第3条		○第3条	○第3条	○第3条	○第3条					○第4条		
12	政令市	大阪市	1 制定している	平成7年9月29日	○第1条															
13	政令市	堺市	1 制定している	平成18年3月29日	○1条															
14	政令市	神戸市	2 制定していない													○10条		○8条		
15	政令市	岡山市	2 制定していない																	
16	政令市	広島市	1 制定している	平成7年10月4日	○第1条															
17	政令市	北九州市	2 制定していない																	
18	政令市	福岡市	1 制定している	1998/10/5公布	○第1条	○第2条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条		○第18条		○第10条		×第8条 (設置は 別条例)		
19	中核市	函館市	2 制定していない																	
20	中核市	旭川市	2 制定していない																	
21	中核市	青森市	2 制定していない																	
22	中核市	盛岡市	2 制定していない																	
23	中核市	秋田市	2 制定していない																	
24	中核市	郡山市	2 制定していない																	
25	中核市	いわき市	2 制定していない																	
26	中核市	宇都宮市	1 制定している	平成11年12月17日	○第1条	○第2条	○第3条	○〃	○〃	○〃	○〃				○第4条	○〃	○〃			○第6 条, 第7条, 第8条
27	中核市	前橋市	2 制定していない																	
28	中核市	川越市	2 制定していない																	
29	中核市	船橋市	2 制定していない																	
30	中核市	柏市	2 制定していない																	

政治倫理条例の制定状況

No.	区分	市名	問3-17 資産公開 (資産)	問3-18 資産公開 (所得)	問3-19 資産公開 (その他)	問3-20 議員協力 義務	問3-21 調査結果 報告(会 議)	問3-22 調査結果 報告(議 長)	問3-23 調査結果 の公開	問3-24 釈明機会	問3-25 措置(辞職 勧告)	問3-26 措置(警 告)	問3-27 措置(地方 自治法第 134条、 第135条)	問3-28 措置(その 他)	問4 メリット、良い点	問5 デメリット、悪い点	備考
1	政令市	札幌市															
2	政令市	仙台市	○第2条 ～第5条														
3	政令市	さいたま市															
4	政令市	千葉市															
5	政令市	横浜市															ただし、政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例は、制定している。
6	政令市	川崎市	○第2条	○第3条	○第4条～6条										議員の資産等の報告書を自ら公開することで、市民の信頼を確保することができる。		
7	政令市	新潟市	○第2条	○第3条	○第4条										特になし	特になし	(政治倫理の確立のための新潟市議会議員の資産等の公開に関する条例)
8	政令市	静岡市															
9	政令市	浜松市	○第6条	○第6条													本市の条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定にもとづくものです。
10	政令市	名古屋市	○第2条	○第3条	○第4条										名古屋市会の威信と名誉を守り、議会制民主主義の健全な発展に資すること		
11	政令市	京都市													条例の制定により、議員が守るべき政治倫理が明確になる。	特になし。	
12	政令市	大阪市	○第2条	○第3条	○第4条										特になし	特になし	
13	政令市	堺市	○3条	○4条	○5, 6条			○8条	○9条	○2条				○11条	特になし	特になし	
14	政令市	神戸市															
15	政令市	岡山市															(岡山市議会議員政治倫理要綱はあり)
16	政令市	広島市	○第2条	○第3条	○第4条										なし	なし	
17	政令市	北九州市	○	○	○												
18	政令市	福岡市	○第4条	○第5条	○第6条 (関連会社等)	○第11条	○第9条	○第9条	○第9条	○第14条 ～第16条			○第17条		議員に対し、不正蓄財に対する心理的抑制が期待できる	特になし	
19	中核市	函館市															
20	中核市	旭川市															
21	中核市	青森市															
22	中核市	盛岡市															
23	中核市	秋田市															
24	中核市	郡山市															
25	中核市	いわき市															
26	中核市	宇都宮市					○第9条	○第10条	○ "	○第8条							
27	中核市	前橋市															
28	中核市	川越市															
29	中核市	船橋市															
30	中核市	柏市															

政治倫理条例の制定状況

No.	区分	市名	問1 政治倫理条例を	問2 制定年月日	問3－1 目的	問3－2 議員の責 務	問3－3 倫理基準 (品位と名 誉損なう 行為)	問3－4 倫理基準 (金品授 受)	問3－5 倫理基準 (寄付)	問3－6 倫理基準 (契約)	問3－7 倫理基準 (公正な職 務の妨げ)	問3－8 倫理基準 (人事異 動)	問3－9 倫理基準 (その他)	問3－10 関連企業 等の契約 辞退	問3－11 調査請求 (議員)	問3－12 調査請求 (市民)	問3－13 調査請求 (その他)	問3－14 調査・審査 機関(審査 会)	問3－15 調査・審査 機関(特別 委員会)	問3－16 調査・審査 機関(その 他)
31	中核市	横須賀市	1 制定している	平成12年11月27日	○第1条	○第2条		○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条				○第4条		○第5条		
32	中核市	相模原市	2 制定していない																	
33	中核市	富山市	2 制定していない																	
34	中核市	金沢市	2 制定していない																	
35	中核市	長野市	1 制定している	平成21年6月30日	○第1条	○第2条	○第3条		○第3条	○第3条	○第3条				○第4条	○第4条		○第5条		
36	中核市	岐阜市	2 制定していない																	
37	中核市	豊橋市	2 制定していない																	
38	中核市	豊田市	2 制定していない																	
39	中核市	岡崎市	2 制定していない																	
40	中核市	大津市	2 制定していない																	
41	中核市	高槻市	1 制定している	平成20年12月19日	○第1条		○第2条	○第2条			○第2条	○第2条	○第2条		○第3条	○第3条		○第4条		
42	中核市	東大阪市	1 制定している	平成7年6月30日	○第1条	○第2条	○第3条						○第3条					○第12条 ～第20条		
43	中核市	姫路市	2 制定していない																	
44	中核市	尼崎市	1 制定している	平成6年12月28日	○第1条	○第2条	○第3条		○第3条	○第3条	○第3条		○第3条			○第4条		○第5条		
45	中核市	西宮市	2 制定していない																	
46	中核市	奈良市	1 制定している	平成14年10月1日	○第1条	○第2条		○第3条		○第3条	○第3条		○第3条 (政治活動に関す る贈与等)			○第4条		○第5条		
47	中核市	和歌山市	2 制定していない																	
48	中核市	倉敷市	2 制定していない																	
49	中核市	福山市	1 制定している	平成5年7月1日	○第1条											○第8条		○第6条第7条		
50	中核市	下関市	2 制定していない																	
51	中核市	高松市	1 制定している	平成18年9月25日	○1条	○2条	○3条	○3条	○3条	○3条		○3条			○4条			○5条		
52	中核市	松山市	2 制定していない																	
53	中核市	高知市	1 制定している	平成13年10月1日	○第1条	○第2条	○第4条		○第4条	○第4条										
54	中核市	久留米市	1 制定している	平成3年6月1日施	○第1条	○第2条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条				○第14条		○第6条		○第5条		
55	中核市	長崎市	1 制定している	平成15年1月17日 議決	○第1条	○第2条	○第4条	○第4条	○第4条	○第4条	○第4条	○第4条	○第3 条、 第14条、 第15条	○第14条	○第8条	○第8条		○第6 条、 第7条		
56	中核市	熊本市	1 制定している	平成2年4月18日	○第1条	○第2条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条						○第6条		○第4条		

政治倫理条例の制定状況

No.	区分	市名	問3-17 資産公開 (資産)	問3-18 資産公開 (所得)	問3-19 資産公開 (その他)	問3-20 議員協力 義務	問3-21 調査結果 報告(会 議)	問3-22 調査結果 報告(議 長)	問3-23 調査結果 の公開	問3-24 釈明機会	問3-25 措置(辞職 勧告)	問3-26 措置(警 告)	問3-27 措置(地方 自治法第 134条、 第135条)	問3-28 措置(その 他)	問4 メリット、良い点	問5 デメリット、悪い点	備考
31	中核市	横須賀市					○第6条	○第6条	○第6条						議員:市民へ議会の政治倫理に対する姿勢を示すことができる 事務局:違反した場合等の手続が明確である 執行部:議員が誤解を招くような行動をとることを抑制できる	特になし	
32	中核市	相模原市															
33	中核市	富山市															
34	中核市	金沢市															
35	中核市	長野市	○第10条	○第10条	○第10条	○第2条、第10条		○第11条	○第13条	○第9条	○第15条	○第15条		○第15条			
36	中核市	岐阜市															
37	中核市	豊橋市															
38	中核市	豊田市															
39	中核市	岡崎市															
40	中核市	大津市															
41	中核市	高槻市						○第7条	○第7条	○第9条					施行直後なので、評価できない	〃	
42	中核市	東大阪市	○第8条	○第9条													
43	中核市	姫路市															
44	中核市	尼崎市	○第11条	○第13条	○第14条		○第6条	○第6条	○第6条	○第9条		○第7条	○第10条		議員:自らの高潔性、透明性を実証できる 事務局:事務の透明性が高まる	特になし	
45	中核市	西宮市															
46	中核市	奈良市				○第7条	○第6条	○第6条	○第6条	○第6条				○第6条			
47	中核市	和歌山市															(ただし、和歌山市議会政治倫理要領については、平成10年12月18日制定) 別紙のとおり
48	中核市	倉敷市															
49	中核市	福山市	○第2条	○第3条				○第8条	○第10条	○第11条							
50	中核市	下関市															
51	中核市	高松市						○7条		○6条				○8条	本条例制定は、議員が人格と政治倫理の向上に努め、清廉かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与していると認識している。		
52	中核市	松山市															
53	中核市	高知市								○第4条					禁止行為が明確化される	特になし	
54	中核市	久留米市				○第9条			○第7条	○第12条				○第7条			
55	中核市	長崎市	○第5条、第9条	○第5条、第9条	○第5条、第9条	○第10条			○第7条、第9条	○第12条	○第13条		○第11条		本市条例は、全国的に見ても厳しい規範(第3条、第14条、第15条)となっており、常に議員・執行部ともに条例抵触の有無を意識して行動せざるを得ない状況にある。	デメリットではないが、本市条例の第14条は、議員の配偶者及び2親等以内の親族まで、市との契約辞退が生じるケースが発生する厳しい規定であるため、見直しを求める意見が一部議員から上がっているが、現段階で見直しの予定はない。	
56	中核市	熊本市	○第8条			○第9条			○第7条	○第11条			○第13条	○第13条	特になし	特になし	

政治倫理条例の制定状況

No.	区分	市名	問1 政治倫理条例を	問2 制定年月日	問3－1 目的	問3－2 議員の責 務	問3－3 倫理基準 (品位と名 誉損なう 行為)	問3－4 倫理基準 (金品授 受)	問3－5 倫理基準 (寄付)	問3－6 倫理基準 (契約)	問3－7 倫理基準 (公正な職 務の妨げ)	問3－8 倫理基準 (人事異 動)	問3－9 倫理基準 (その他)	問3－10 関連企業 等の契約 辞退	問3－11 調査請求 (議員)	問3－12 調査請求 (市民)	問3－13 調査請求 (その他)	問3－14 調査・審査 機関(審査 会)	問3－15 調査・審査 機関(特別 委員会)	問3－16 調査・審査 機関(その 他)
57	中核市	大分市	1 制定している	平成7年7月20日議決	○第1条	○第2条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条					○第4条	○第4条			○第5条	
58	中核市	宮崎市	2 制定していない																	
59	中核市	鹿児島市	1 制定している	平成12年3月27日 (直近の改正⇒平成19年7月6日)	○第1条	○第2条	○第3条	○第3条		○第3条	○第3条	○第3条				○第4条			○第5条	
60	特例市	八戸市	2 制定していない																	
61	特例市	山形市	2 制定していない																	
62	特例市	水戸市	1 制定している	平成20年9月30日	○第1条	○第2条	○第4条	○第4条		○第4条	○第4条	○第4条		○第5条		○第8条		○第6条		
63	特例市	つくば市	1 制定している	平成12年11月2日	○第1条	○第2条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第15条		○第10条		○第8条		
64	特例市	高崎市	2 制定していない																	
65	特例市	伊勢崎市	2 制定していない																	
66	特例市	太田市	2 制定していない																	
67	特例市	熊谷市	1 制定している	平成21年3月27日	○第1条	○第2条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条		○第4条		○第5条		○第6.7条		
68	特例市	川口市	2 制定していない																	
69	特例市	所沢市	1 制定している	平成16年7月1日 ただし、条例ではな く「政治倫理規程」	○第1条	○第2条	○第5条	○第5条	○第5条		○第5条		○第5条		○第6条	○第6条		○第6条		
70	特例市	越谷市	2 制定していない																	
71	特例市	草加市	1 制定している	平成13年12月26日	○第1条	○第2条	○第2条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条		○第4条			○第6条 ～第9条		
72	特例市	春日部市	2 制定していない																	
73	特例市	平塚市	2 制定していない																	
74	特例市	小田原市	2 制定していない																	
75	特例市	茅ヶ崎市	2 制定していない																	
76	特例市	厚木市	2 制定していない																	
77	特例市	大和市	2 制定していない																	
78	特例市	長岡市	2 制定していない																	
79	特例市	上越市	2 制定していない																	
80	特例市	福井市	1 制定している	平成14年7月5日	○第1条	○第2条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条		○第4条	○第5条	○	〃		○第6条	
81	特例市	甲府市	2 制定していない																	
82	特例市	松本市	2 制定していない																	
83	特例市	沼津市	2 制定していない																	
84	特例市	富士市	2 制定していない																	
85	特例市	一宮市	2 制定していない																	
86	特例市	春日井市	2 制定していない																	
87	特例市	四日市市	2 制定していない		○第1条	○第2条	○第3条		○第3条	○第3条	○第3条	○第3条	○第3条		○第4条 (議長の み)			○第4条		
88	特例市	岸和田市	2 制定していない																	
89	特例市	豊中市	2 制定していない																	
90	特例市	吹田市	2 制定していない																	

政治倫理条例の制定状況

No.	区分	市名	問3－17 資産公開 (資産)	問3－18 資産公開 (所得)	問3－19 資産公開 (その他)	問3－20 議員協力 義務	問3－21 調査結果 報告(会 議)	問3－22 調査結果 報告(議 長)	問3－23 調査結果 の公開	問3－24 釈明機会	問3－25 措置(辞職 勧告)	問3－26 措置(警 告)	問3－27 措置(地方 自治法第 134条、 第135条)	問3－28 措置(その 他)	問4 メリット、良い点	問5 デメリット、悪い点	備考
57	中核市	大分市	○第6条	○第6条	○第6条	○第7条	○第8条	○第8条	○第8条					○第9条	市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、当条例を定めることで政治倫理の向上と確立に努め、清浄で健全な市政の発展に寄与することができる。	特になし	
58	中核市	宮崎市															
59	中核市	鹿児島市	○第6条	○第6条	○第6条	○第7条	○第8条	○第8条	○第8条	○第9条			○第10条		議員の倫理性の向上につながっていると考えられる。	特になし	
60	特例市	八戸市															
61	特例市	山形市															
62	特例市	水戸市						○第8条	○第9条	○第10条	○第12条				議員の政治倫理の確立を図り、民主的な市政の発展に寄与する。	特になし	
63	特例市	つくば市	○第9条	○第9条	○第9条	○第4条	○第10条	○第10条	○第11条	○第12条、13条	○第14条			○第15条	政治倫理基準を遵守することにより、目的を達成することができる	資産等報告書の提出により、個人情報公表することになる	
64	特例市	高崎市															
65	特例市	伊勢崎市															
66	特例市	太田市															
67	特例市	熊谷市				○第8条		○第9条							議員にとっては、条例があることで、一定の効果があると思われる。	執行部からは、第4条第1項について違法性が指摘されている。	
68	特例市	川口市															
69	特例市	所沢市					○第9条	○第9条		○第8条					議員活動において最優先に守るべき規律が明確になったことで、倫理観が高まった。	なし	
70	特例市	越谷市															
71	特例市	草加市						○第9条	○第10条	○第8条					議員としての責務の自覚と政治倫理の向上		
72	特例市	春日部市															
73	特例市	平塚市															
74	特例市	小田原市															
75	特例市	茅ヶ崎市															
76	特例市	厚木市															
77	特例市	大和市															
78	特例市	長岡市															
79	特例市	上越市															
80	特例市	福井市				○第8条	○第7条(2)		○第7条(3)	○施行に関する規程第4条					不当な圧力の抑止	特になし	
81	特例市	甲府市															
82	特例市	松本市															
83	特例市	沼津市															
84	特例市	富士市															
85	特例市	一宮市															条例ではありませんが、政治倫理要綱を定めています。(別添のとおり)
86	特例市	春日井市															
87	特例市	四日市市						○第4条		○第3条	○第6条		○第6条	○第6条	議員：責務と規律を明確化し、公正な職務の遂行に一定の役割を果たしている	特になし	(四日市市議会政治倫理要綱を制定済み)
88	特例市	岸和田市															
89	特例市	豊中市															
90	特例市	吹田市															

政治倫理条例の制定状況

No.	区分	市名	問1 政治倫理条例を	問2 制定年月日	問3－1 目的	問3－2 議員の責 務	問3－3 倫理基準 (品位と名 誉損なう 行為)	問3－4 倫理基準 (金品授 受)	問3－5 倫理基準 (寄付)	問3－6 倫理基準 (契約)	問3－7 倫理基準 (公正な職 務の妨げ)	問3－8 倫理基準 (人事異 動)	問3－9 倫理基準 (その他)	問3－10 関連企業 等の契約 辞退	問3－11 調査請求 (議員)	問3－12 調査請求 (市民)	問3－13 調査請求 (その他)	問3－14 調査・審査 機関(審査 会)	問3－15 調査・審査 機関(特別 委員会)	問3－16 調査・審査 機関(その 他)
91	特例市	枚方市	2 制定していない																	
92	特例市	茨木市	2 制定していない																	
93	特例市	八尾市	2 制定していない																	
94	特例市	寝屋川市	2 制定していない																	
95	特例市	明石市	2 制定していない																	
96	特例市	加古川市	2 制定していない																	
97	特例市	宝塚市	1 制定している	平成14年12月26日	○第1条	○第2条	○第3条	○第3条	○第3条				○第3条			○第4条		○第5条 、第6条		
98	特例市	鳥取市	2 制定していない																	
99	特例市	呉市	1 制定している	平成18年11月7日	○第1条	○第2条	○第3条	○第3条			○第3条		○第3条		○第4条	○第4条		○第5条		
100	特例市	佐世保市	2 制定していない																	

政治倫理条例の制定状況

No.	区分	市名	問3－17 資産公開 (資産)	問3－18 資産公開 (所得)	問3－19 資産公開 (その他)	問3－20 議員協力 義務	問3－21 調査結果 報告(会 議)	問3－22 調査結果 報告(議 長)	問3－23 調査結果 の公開	問3－24 釈明機会	問3－25 措置(辞職 勧告)	問3－26 措置(警 告)	問3－27 措置(地方 自治法第 134条、 第135条)	問3－28 措置(その 他)	問4 メリット、良い点	問5 デメリット、悪い点	備考
91	特例市	枚方市															
92	特例市	茨木市															
93	特例市	八尾市															
94	特例市	寝屋川市															
95	特例市	明石市															
96	特例市	加古川市															
97	特例市	宝塚市						○第6条	○第7条	○第6条				○第8条	議員の政治倫理の保持 に寄与していると考えら れる。	特になし	
98	特例市	鳥取市															
99	特例市	呉市				○第7条		○第6条	○第6条		○第8条	○第8条			議員:政治倫理の確立 が図られる。	なし	
100	特例市	佐世保市															

平成21年度
議会条例検討特別委員会
中間報告書

(議決事件について)

平成22年3月
豊田市議会

本委員会は、平成21年5月14日の本会議において設置されて以来、委員会の設置目的である、豊田市議会基本条例に規定する倫理条例について条例素案を策定し、合わせて、議会で議決すべき事件について基本構想、基本計画を含めることの是非について調査研究を行っている。

現在、国においては地方分権改革の実現を目指し、地方自治法の改正など新たな政策が検討されている。今後、地方自治体の自主的な取組が増えるとともに、二元代表制の一翼を担う議会の責任も増すことが想定される。また、法律に基づく行政計画の策定についても、国の関与を少なくし地方の自主性を高める方針が示されており、議会の権能向上のため、議会機能を強化するには議決事件の拡大が必要と考え、新たな行政計画が策定される4月から実施できるよう以下のとおり提言をまとめ、その検討結果について報告する。

1 調査研究事項

本特別委員会の設置目的である「豊田市議会基本条例に規定する倫理条例について条例素案を策定する。合わせて、議会で議決すべき事件について基本構想、基本計画を含めることの是非について調査研究する」を踏まえた、豊田市議会にふさわしい議決事件を定める条例素案の作成について調査研究した。

2 調査研究結果

条例（案）作成の主な流れ

条例（案）は、平成20年度議会基本条例検討特別委員会の運営方法や平成19年度議会課題検討特別委員会における議員提出議案提出に向けた取組に関する提言等を踏まえ、次の過程で作成した。

（1）情報収集・現状把握

政令市、中核市、特例市（計100市）の議会の制定状況を情報収集し、現状の把握を行った。

なお、他市議会の事例を効果的かつ効率的に現状把握し内容分析を行うために、主要な規定項目を議会ごとに比較することができる表形式の資料を作成した。

（2）議決事件の考え方

豊田市議会において、行政計画の策定などを議決事件とする目的、効果を明らかにし、「議会で議決すべき事件について基本計画、部門計画を含めること」の考え方として以下のとおりまとめた。

ア 目的

議事機関として地方公共団体の意思決定を行う議会が、重要な行政計画等について議決することにより、行政計画等の実効性を高め、行政計画等を推進す

る執行機関への監視機能についても充実を図る。

イ 対象とする計画

(ア) 部全体に関わるもの。

(イ) 複数の部にまたがり多くの所管課に関わるもの。

(ウ) 市民生活に重要な影響を与えるもの。

上記に該当する計画で、計画期間が5年を超えて（同分野、同趣旨の計画での改定も含める。）継続するもの。

ウ 追加・削除

この条例に明記していない部門計画については、執行部が計画の策定又は改廃をしようとする時に、議会説明を行い、議決の対象とするか否か議会が判断する。（計画の概要と所管部・課などの資料を議会に提出）所管の常任委員会で協議し、各派代表者会議を経て議会運営委員会にて決定する。

条例に明記した計画で、期間が満了し継続をしない計画は、条例から削除する。計画の範囲を縮小する場合は、議決の対象から削除するか否か議会が判断する。

エ 議決内容

原則として文字表記（地図、表を含む）とする。

個別計画にあつては、計画の期間、対象、基本理念、取り組み方針、重点施策、重点施策の目標などとし、個々の事業など詳細な事柄については資料として議会に提出するものとする。

オ 期待される効果

正式に豊田市の計画と位置づけることで複数の部や課に関わる計画では協力体制が機能し易くなる、議会審議を通じて「職員とは別の視点」を持つ議員により様々な角度から検証され「より実効性の高い」計画になることが上げられる。

カ 今後の課題

市民の誓い、姉妹都市提携、都市間協定などは、次年度以降に検討。

(3) 基本構成・骨子

実効性を担保するため、条例を制定することとし、先進事例を参考に必要と考えられる項目の選定作業を行い、条例の基本構成及び大まかな内容（骨子）の素案を作成した。

(4) 議決対象とする行政計画の選定

豊田市の行政計画は62あり、それぞれの行政計画について情報収集するとともに、主な行政計画を調査した。

議決事件の考え方をもとに、法律義務、法律努力、条例義務なども考慮した上で、議決対象とする行政計画を以下のとおり選定した。

・豊田市都市計画マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第

- 18条の2第1項の規定に基づき策定される基本構想並びに基本的な方針)
- ・新・健康づくり豊田21計画（健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定される計画）
 - ・豊田市教育行政計画（教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき策定される基本的な計画）
 - ・豊田市環境基本計画（豊田市環境基本条例（平成8年条例第27号）第14条の規定に基づき策定される計画）
 - ・豊田市子ども総合計画（豊田市子ども条例（平成19年条例第70号）第26条第1項の規定に基づき策定される計画）

（5） 事前確認・調整

法制執務の視点から、執行部へ事前に確認・調整し、条例（案）と法令との適法性、整合性や執行部へ影響が生じる項目について、内容の精査を行った。

（6） 素案の完成

修正後の素案を本特別委員会にて最終確認し完成した。

行政視察による調査

■ 埼玉県草加市議会の取組

- （1）議決対象計画
 - ・総合計画の基本計画
- （2）特徴
 - ・総合計画は3層構造で、基本構想（期間：15年）－基本計画（期間：5年）－実施計画（3年）となっている。
 - ・実施計画は毎年見直し、予算審議に連動させている。
 - ・一つの常任委員会で審査しているため、2回の定例会にまたがり審査している。
- （3）運営方法等
 - ・基本計画の冊子（全98ページ）を議案として提出
 - ・総務文教委員会に付託し、審査
 - ・12月定例会に上程したが、継続審査となり、1月に臨時会を開催し議決

■ 神奈川県横須賀市議会の取組

- （1）議決対象計画
 - ・総合計画の基本計画
 - ・その他の基本構想を実現するための重要かつ長期的、基本的な計画等
- （2）特徴
 - ・総合計画は3層構造で、基本構想（期間：30年）－基本計画（期間：約15年）－実施計画（3年）となっている。

- ・議決対象は、基本構想を実現するための市政の重要な計画、計画期間が5年以上の長期的な計画、市政全般に係るもので市が単独で意思決定しうる計画という基準で判断している。
- ・上記に当てはまらない計画の理由を具体的に示した除外規定を条例で定めている。

(3) 運営方法等

- ・平成23年策定の基本計画から議決予定
- ・基本計画（約190ページ）のうち、基本的な内容を議決する予定

■ 神奈川県川崎市議会の取組

(1) 議決対象計画

- ・総合計画の基本計画
- ・市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なもの

(2) 特徴

- ・総合計画は2層構造で、基本構想（期間：10年）－実行計画（3年）となっている。
- ・基本計画はないが、将来、構造が変わる可能性があるため、議決対象としている。
- ・週2回常任委員会を開催し、行政計画についても立案段階から詳細な説明がなされている。

(3) 運営方法等

- ・議決方法については、今のところ対象とする計画がないため未定
- ・各分野の長期的で重要な計画の絞込みは行っていない、計画策定時に議決対象とするかどうか議会運営委員会で判断する予定

■ 埼玉県所沢市議会の取組

(1) 議決対象計画

- ・総合計画の基本計画
- ・都市計画マスタープラン

(2) 特徴

- ・総合計画は3層構造で、基本構想（期間：10年）－基本計画（期間：5年）－実施計画（3年）となっている。
- ・基本計画以外に、具体的な計画を条例に明記し、議決対象としている。

(3) 運営方法等

- ・詳細は未定だが、計画を早く出させ、意見を言える体制作りを行う予定
- ・閉会中の常任委員会開催も行う予定

聞き取りによる調査

■ 福岡県福岡市議会の取組

(1) 議決対象計画

- ・総合計画の基本計画

(2) 特徴

- ・総合計画は3層構造で、基本構想（期間：なし）－基本計画（期間：約15年）－実施計画（4年）となっている。
- ・実施計画や各行政分野における基本的な計画の策定等について、あらかじめ立案過程において、所管の常任委員会に報告しなければならないという規定を条例に定めている。

(3) 運営方法等

- ・議決方法については、今後検討する予定

3 提 言

本特別委員会の設置目的を踏まえて作成した条例（案）は以下のとおりとする。

【1】豊田市議会の議決すべき事件に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件に関し、必要な事項を定めるものとする。

◎地方自治法第96条第2項では、「普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。」とされています。

（議会の議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、豊田市基本構想（法第2条第4項の規定により市が定める基本構想をいう。）を実現するために市行政の全般又は各分野における政策及び施策の基本的な方向について総合的かつ体系的に定める計画のうち当該計画の実施期間が5年以上のもので次に掲げるものの策定、変更（軽微なものを除く。以下同じ。）又は廃止とする。

- （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針
- （2）健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画
- （3）教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- （4）豊田市環境基本条例（平成8年条例第27号）第14条第1項に規定する豊田市環境基本計画
- （5）豊田市子ども条例（平成19年条例第70号）第26条第1項に規定する豊田市子ども総合計画

◎行政計画の策定時等に議会の議決を必要とする行政計画の考え方を示しています。また、議会の議決を必要とする具体的な行政計画を規定しています。

（議会の議決）

第3条 市長その他の執行機関は、前条各号に掲げる計画の策定、変更又は廃止をするときは、議会の議決を経なければならない。

◎市行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とすることにより、政策の実現に向けて議会が積極的な役割を果たし、市長等と共に市民に対する責任を担いながら、実効性の高い計画の策定を図るとともに、市民の視点に立った市行政の推進を目指しています。

(議決事項)

第4条 第2条各号に掲げる計画の策定又は変更に係る議決事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の基本理念、基本方針その他の基本となる事項
- (2) 計画の実施期間に関する事項
- (3) 計画の実施に係る政策及び施策並びにこれらの目標に関する事項

◎行政計画の内容で議決する事柄について規定しています。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

◎本条例に関する必要な事項は、議長が決定することとしています。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行し、同日以後になされる第2条各号に掲げる計画の策定、変更又は廃止について適用する。

《参考》 豊田市議会の議決すべき事件に関する条例運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、豊田市議会の議決すべき事件に関する条例（平成22年条例第 号。以下「条例」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議決すべき計画の要件）

第2条 条例第2条に規定する市行政の全般又は各分野における政策及び施策の基本的な方向について総合的かつ体系的に定める計画とは、次の各号に掲げる基準のいずれかを満たし、計画期間が5年以上（同分野、同趣旨の計画での改定も含める。）継続するものとする。

- （1）部全体に関わるもの。
- （2）複数の部にまたがり多くの所管課に関わるもの。
- （3）市民生活に重要な影響を与えるもの。

（議決事項の定義）

第3条 条例第4条の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）計画の基本理念、基本方針その他の基本となる事項 基本理念、取り組み方針等をいう。
- （2）計画の実施期間に関する事項 計画期間をいう。
- （3）計画の実施に係る政策及び施策並びにこれらの目標に関する事項 重点施策、重点施策の目標等をいう。個々の詳細な事業は含めない。

（議案内容）

第4条 議案は原則として文字表記で作成する。ただし、必要な場合は地図、図画を含めるが、この場合においても解釈が確定しにくいものは除くこととする。

2 計画の変更における議案内容は、原則、変更部分のみとする。

（資料の提出）

第5条 議案として提出されるもの以外の個々の事業など詳細な事柄については、資料（冊子等）として議会に提出するものとする。

《参考》 行政計画策定にかかる議会への報告運営要領（案）

1 報告対象

議会へ報告する計画は、議決対象以外の豊田市基本構想を実現するために策定される計画で、重要性があり計画期間が相当年数あるものとする。

2 報告手順

- （１）毎年度２月末までに、議会事務局から執行部へ、上記に該当し次年度策定する行政計画について、行政計画策定報告書の提出を依頼する。
- （２）執行部は、毎年度３月末までに、議会事務局と調整のうえ、報告書を議会に提出する。
- （３）議会事務局において行政計画報告一覧を作成し、議長から各派代表者会議、議会運営委員会に諮った後、執行部へ通知する。
- （４）執行部は、毎年度６月定例会の常任委員会における重点目標説明時に、計画の概要を説明する。
- （５）執行部は、計画の立案過程において、次に掲げる事項を常任委員会へ報告する。
 - ① 計画の策定目的、根拠法令
 - ② 計画の概要
 - ③ 策定スケジュール
 - ④ その他必要と認められる事項
- （６）各定例会での報告を基本とするが、必要に応じ閉会中においても常任委員会を開催する。
- （７）報告する様式は任意とする。

《参考》 豊田市議会の議決すべき事件に関する申合せ（案）

第2章 法定会議

1 委員会の開催

（1）常任委員会

- 申1 常任委員会は、豊田市議会の議決すべき事件に関する条例で掲げた行政計画以外の行政計画で新たに議決の対象とし、又は豊田市議会の議決すべき事件に関する条例で掲げた行政計画を議決の対象から除外する必要を認めたときは、その旨を議長に報告する。
- 申2 議長は、上記の報告を受けたときは、当該計画を議決の対象とすべきか否かについて、各派代表者会議を経て、議会運営委員会に諮るものとする。
- 申3 豊田市議会の議決すべき事件に関する条例で掲げた行政計画以外の行政計画で新たに議決の対象とする場合は、原則として計画の策定作業に入る前に決定する。